

○こうち人づくり広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

平成14年12月 1 日
条 例 第 9 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し規定することを目的とする。

(職員の服務の宣誓)

第 2 条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

2 法第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「報酬の額（こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例（平成14年条例第16号）第 2 条第 2 項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第25条の 3 の規定により報酬として加算して支給する額を除く。）」とする。

(権限の委任)

第 3 条 この条例に定めるものを除くほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

宣 誓 書		
私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。		
私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。		
年	月	日
氏 名		印